

『専門職必修講座 国税専門官/財務専門官 演習編 会計学』(KU18040)

訂正表

2019年6月4日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 57	21～26 行目	<p>誤</p> <p><u>長期請負工事については、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には、工事完成基準を適用することとしている（「工事契約に関する会計基準」9）。つまり、「原則」「容認」等の考え方はない。</u></p> <p>また、工事完成基準の意義について、正しくは「実現主義に基づき、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で収益を認識する工事完成基準」である。</p> <p>正</p> <p>工事完成基準の意義について、正しくは「実現主義に基づき、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で収益を認識する工事完成基準」である。</p>	2019/6/4

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。